

## ふくおか・まごころ駐車場利用証の交付を開始します

この制度は、障がいのある方や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗などの障がい者等専用駐車場に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援するものです。

これまで、京築保健福祉環境事務所が利用証を交付していましたが、利便性向上のため、1月4日(水)から長寿福祉課窓口で受付を開始します。

詳細については、下記までお問い合わせください。

### ■対象者

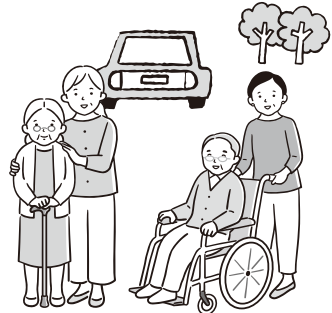
障がい者(身体・知的・精神)、高齢者(要介護者)、難病患者、妊産婦など  
※等級や程度によって対象にならない場合があります。

### ■利用方法

利用証を車内の見えやすい場所に掲示して使用します。

### ■利用できる場所

目印ステッカーが掲示してあるスペースで利用できます。



●申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

## 最低賃金改定のお知らせ

令和4年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。



地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 900円	令和4年10月8日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1010円	令和4年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 977円	
自動車(新車)小売業	1時間 987円	
輸送用機械器具製造業	1時間 987円	
百貨店、総合スーパー	1時間 900円	令和4年10月8日

※百貨店、総合スーパーについては、令和4年の金額改正はなく、令和4年10月8日からは福岡県最低賃金(1時間900円)が適用されます。

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間900円)が適用されます。

●問い合わせ先 福岡労働局労働基準部監督課賃金室 TEL 092-411-4578

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

### 第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています

令和5年3月31日までに  
ご請求ください

### ■支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け方がいない場合に、要件を満たす先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

### ■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### ■請求期間

令和5年3月31日まで  
※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

### ■請求窓口

住民課 住民福祉係

●請求・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？ (ひとり親世帯以外分) [再周知]

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する0歳～18歳の児童(平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童)を養育している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金(対象児童1人あたり50,000円)を支給する事業を実施しています。

- ・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった場合
- ・高校生年代の児童を養育している方で住民税非課税の場合

該当する場合は、申請により特別給付金を受けられる場合があります。希望される場合は、お早めに申請をお願いします。

※児童手当の受給者で、住民税非課税世帯の支給対象となる方には、令和4年6月から7月に支給済みです。

※ひとり親世帯で、児童扶養手当受給者には、令和4年6月24日に福岡県から支給済みです。



**申請期限 令和5年2月28日(火)まで**

●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)

## 水道をご利用の皆さんに 水道管の防寒対策についてお願い

毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。

また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。

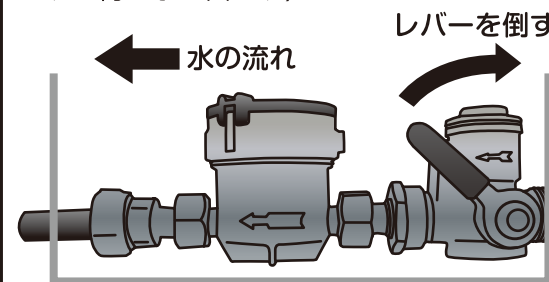


### 宅地内での水道の漏水について

宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

#### ■宅地内で水が噴き出した場合

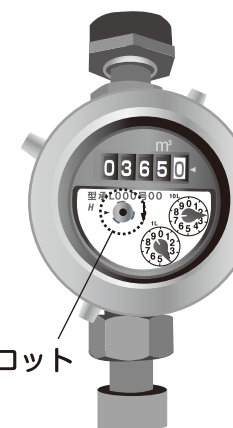
メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に倒してください。水が止まります。(水の流れと同じ方向に倒すと再び水は出ます)



#### ■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

- ①すべての蛇口を閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。すべての蛇口を止めていれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはありません。水を止めているのにパイロットが回っていれば漏水の可能性があります。必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。



漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)